

## 中古車を購入する際の注意点

【問】 2日前に中古車店に立ち寄ったところ、探していた車種が見つかり、勧められて試乗してみたら欲しくなった。店員から「人気の車種なので、入荷するとすぐに売れます」と言われ、焦ってしまった。「現金払いで購入する」と決め、注文書に署名した。しかし高額であり、支払いのめども立てないまま、急いで決めすぎたと後悔している。解約することは可能か。また解約できる場合、解約料等を請求されるのか。 (40歳代・男性)

### ～車両の状態まず点検を 契約前に解約条件確認～

【答】 中古車店には、外観的には新車と変わらないほどきれいな状態の車が、多数並んでいます。それでも、新車よりは購入しやすい価格で販売されていることから、中古車の人気は高まっています。

この相談者のように、軽い気持ちで立ち寄った店で、欲しい車種が見つかる、見逃したくないという気持ちから、十分検討せずに契約してしまいがちですが、後になり支払いのめどが立たないことに気づいたり、もっと良い条件の車が見つかったりといった理由で、解約が必要となるケースもあります。契約する場合は、解約条件や解約料等について、必ず事前に確認しておきましょう。

相談者が注文書を取り交わした販売店は、日本中古自動車販売協会連合会（中販連）の会員店でした。中販連の会員会社が、原則として採用している注文書裏面約款では、現金払いの場合は「①登録②改造・架装・修理に着手③引渡しのうち、最も早い日に、契約が成立する」としています。

相談者は、その車を押さえて注文書に署名しましたが、改造・架装・修理等の依頼は何もしていませんでした。この約款に沿って判断すれば、注文書に署名しただけの段階では、契約はまだ成立していないことになります。

もし、販売店が、注文書を取り交わしたことを受けて、登録に向けて何らかの手続きをスタートさせていたとしても、その実損（車庫証明取得費用等、実際に発生した費用）を負担すれば済むはずですが。

以上のことを説明し、解約を望むのであれば、早くその意向を販売店に伝えるよう助言しました。

中古車の契約に関わる相談では、今回のような解約に関する相談の他に、車両の品質や不具合、またその修理対応に関する相談も寄せられています。

中古車は新車とは違い、前所有者の使用状況や管理の仕方、事故歴の有無等により、一台一台その品質は異なります。そのため、中古車選びは、新車を購入する場合より、更に慎重に行う必要があります。

購入者が、個々に異なる中古車の品質を、判断する資料として、自動車公正取引協議会では、「中古車の表示に関する自動車公正規約」を制定し、「①販売価格、走行距離数、整備の実態、保証の有無、修復歴等を表示すること②特定の車両状態の場合は、必要な事項を書面に表示し交付すること③走行距離が、実際よりも少ないかのような表示や、修復歴があるのに無いかのような表示は行わないように」と定めています。

中古車を購入する場合は、車ごとの表示を必ずチェックして、車の品質を確認しましょう。そして、気に入った車が見つかった場合は、自身の目で現物をよく観察し、可能なら試乗もして、その車両の状態を確かめた上で判断しましょう。

なお、自動車の契約には「クーリング・オフ（一定期間なら無条件解約ができる）制度」が適用されませんので、安易な契約は禁物です。

**【筆者ひとこと】**

中古車の品質の見極めは、専門的な知識や経験がないと、なかなか難しいものです。信頼できる良心的な販売店かどうかの情報収集も、大切ではないでしょうか。 (県消費生活センター)